

日本赤十字社企業年金基金運用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社企業年金基金の積立金の管理及び運用に関する契約の締結に関し、日本赤十字社企業年金基金規約（以下「規約」という。）第85条に掲げる事項を定め、適切な資産の管理及び運用に資することを目的とする。

(運用受託機関)

第2条 規約第84条に掲げる契約を締結した運用受託機関については、別表に掲げるとおりとする。

(運用受託機関に対する掛金の払込及び給付費等の負担)

第3条 運用受託機関に対する掛金の払込及び給付費等の負担については、別表に掲げる割合とする。

(規程の変更等)

第4条 第2条に規定する事項を変更する場合は、代議員会の議決を経るものとする。

- 2 前条に規定する事項を変更する場合は、理事会の議決を経るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために臨時急施を要する場合は、理事長の専決をもって決定することができる。
- 4 理事長は、前2項の規定による処置を行った場合は、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(資産の額の変更)

第5条 規約第84条の契約に関して、第3条に規定する掛金の払込及び給付費等の負担以外の事由によって、当該契約に係る資産の額を変更する場合は、理事会において議決を経るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために臨時急施を要する場合は、理事長の専決をもって決定することができる。
- 3 理事長は、前2項の規定による処置を行った場合は、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月26日から施行する。

別 表

運用受託機関の名称	掛金の 払込割合 (%)	給付費等の 負担割合 (%)	金融商品取引業者の名称
◎みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	
三菱UFJ信託銀行株式会社	0.0	0.0	
三井住友信託銀行株式会社	0.0	0.0	
株式会社りそな銀行	0.0	0.0	
○日本生命保険相互会社	100.0	100.0	
富国生命保険相互会社	0.0	0.0	
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	MFS インベストメント・マネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	野村アセットマネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	PGIM ジャパン株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	ブラックロック・ジャパン株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	ニッセイアセットマネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	三菱UFJオルタナティブインベストメンツ株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	UBSアセット・マネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	ピムコジャパンリミテッド
みずほ信託銀行株式会社	0.0	0.0	ニューバーガー・バーマン株式会社
合 計	100.0	100.0	

※1 掛金の払込及び給付費等の負担について、制度全体の取りまとめ及び規約第84条の規定に基づく契約ごとの取りまとめを行う運用受託機関に◎印を付している。

※2 掛金の払込及び給付費等の負担について、規約第84条の規定に基づく契約ごとの取りまとめを行う運用受託機関に○印を付している。